



带状疱疹予防接種の接種期限は3月31日です



接種が済んでいない方は、体調がよい時に早めに接種してください。

●対象者

①令和7年度に次の年齢となる方で、接種日に本市に住民登録のある方

65歳	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日生まれの方
70歳	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生まれの方
75歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生まれの方
80歳	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生まれの方
85歳	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生まれの方
90歳	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生まれの方
95歳	昭和5年4月2日～昭和6年4月1日生まれの方
100歳	大正14年4月2日～大正15年4月1日生まれの方
101歳以上	大正14年4月1日以前の生まれの方

②満60歳以上65歳未満の方で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいがあり日常生活がほとんど不可能な方（詳しくは問い合わせください）

※①対象者には、令和7年4月に通知書・予診票を送付しています。

●用いるワクチン、接種回数および個人負担金

ワクチンの種類	生ワクチン（阪大微研） 「ビケン」	組換えワクチン（GSK社） 「シングリックス」
接種回数（接種方法）	1回（皮下に接種）	2回（筋肉内に接種）
接種スケジュール	—	通常、2カ月以上の間隔を置いて2回接種
個人負担金	4,000円	10,000円/回

※生活保護世帯に属する方は無料となります。

※予診票を紛失した方は、再発行しますので健康推進課（本館1階）まで連絡してください。

●問い合わせ 健康推進課 ☎22-2268 FAX22-2245

11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進月間」です



児童虐待の現状

令和6年度に徳島県の児童相談所が対応した虐待相談件数は1,201件でした。

「しつけ」と「虐待」の違い

「しつけ」とは、子どもが社会の中で生きていくために必要な善悪や礼儀作法を教え自立に導くことです。保護者は、子どもを1人の人間として感情や価値観を尊重し、暴力以外の方法によってしつけを行わなければなりません。

「虐待」とは、保護者が子どもに行う行為で、子どもの心や体を傷つけるなど、健全な成長や発達を損なう行為をいい、体に直接危害を加える行為に限らず、子どもに対する不適切な関わり全てを含みます。

保護者がいくら一生懸命で、子どもをかわいいと思っていなくても、「しつけ」のつもりであったとしても、子どもにとって有害な行為であれば虐待です。

虐待の定義

身体的虐待

殴る、蹴る、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、家の外に閉め出す、長時間正座させる など

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

ネグレクト（養育の拒否）

食事を与えない、ひどく不潔なままにする、病気やけがをしても病院に連れて行かない など

心理的虐待

言葉により脅かす、無視する、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（DV） など

気になることがあったら「通告」してください。



通告とは、「気になることを相談すること」です。

あなたの判断で「しつけの限度を超えている」「子どもとの関わり方がおかしい」と感じたら迷わず通告してください。誰が通告者かを知られることはありません。保育所やこども園、学校に通っていない子どもが虐待されているとしたら、それに気づき守ることができるのは、あなたかもしれません。

相談窓口

- 中央こども女性相談センター ☎(088)622-2205
- こども家庭センター ☎22-2267
- 阿波吉野川警察署 ☎25-6110

LINE 親子のための相談LINEとは?

子育てや親子関係の不安や悩みイライラに、いっしょに向き合います。

匿名可能 匿名(LINE上のアイコンとニックネーム)でも相談ができます。 秘密厳守 相談内容の秘密は守られます。

●問い合わせ こども家庭センター ☎22-2267 FAX22-2245